

# 登園届(保護者記入)

室見ガーデン保育園

**【保護者の皆様へ】**

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。園児がよくなる下記の感染症については、登園届の記入および提出をお願いします。

- ・この登園届は、「登園の目安」に該当し、全身状態が良好で集団生活に支障がない状態になってから、登園の初日に提出をお願いします。
- ・医師から再受診の指示があった際は、再受診後に提出をしてください。
- ・登園届を提出後、再度症状が出たときは、自宅での安静や再受診が必要となることがあります。

室見ガーデン保育園園長

組 園児名

医療機関名「\_\_\_\_\_」において、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に下記の診断を受けました。現在、表中「登園の目安」欄記載の状態に病状が回復し、全身状態が良好で集団生活に支障がなくなりましたので、\_\_\_\_月\_\_\_\_日より登園します。

該当 に☑	病名	登園の目安
	溶連菌感染症	抗菌薬内服開始後、24~48時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	急性胃腸炎・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、24時間その症状が消失していること、かつ、普段の食事がとれること
	アデノウイルス	発熱が下がり(24時間経過) 普段の食事がとれ全身状態が良いこと
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し全身状態が良い 学校保健安全法施行規則第19条第2項において
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過していること
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと (発疹出現後に(再度)受診し、診断を受けてからご記入ください)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身が良好になっていること

提出日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名 \_\_\_\_\_